

平成 24 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
(第 2 回) 審議概要

開催日及び場所	平成 24 年 10 月 29 日 (月) 環境省第一会議室
出席委員 (50 音順)	大久保規子 (大阪大学大学院法学研究科教授)、田路至弘 (弁護士)、野村豊弘 (学習院大学法学部教授)、森嶋昭夫 (特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長)
審議対象期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
抽出審議事案	<p>総数 7 件</p> <p>○競争入札方式 (5 件) <総合評価落札方式> ①平成 23 年度改正化審法に基づくリスク評価手法等検討業務 ②平成 23 年度地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアルに関する低炭素化手法 (土地利用・交通関係) の検討業務</p> <p><一般競争入札> ③平成 23 年度檜葉町役場周辺調査等緊急除染実施業務 ④平成 23 年度石綿廃棄物無害化処理認定及び技術検討業務</p> <p><総合評価落札方式> ⑤平成 23 年度製品中の有害化学物質モニタリング調査業務</p> <p>○参加者確認公募方式 (1 件) ⑥平成 23 年度日中トキ生息保護協力業務</p> <p>○不落・不調随意契約 (1 件) ⑦平成 23 年度日中低炭素社会共同研究支援委託業務</p>
委員からの意見 質問、それらに 対する回答等	別紙のとおり (抽出された個々の契約案件についての意見具申または勧告はなかった。)

委員からの意見・質問、それらに対する回答等

意見・質問	回答
<p>① 平成 23 年度改正化審法に基づくリスク評価手法等検討業務</p> <p>契約方式： 総合評価落札方式 契約相手方：みずほ情報総研（株） 契約金額：73,500,000円 契約締結日：平成 23 年 7 月 4 日 担当部局：環境保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度企画競争から平成 23 年度総合評価落札方式に移行した案件であるが、22 年度の企画競争の応札者等の状況はどうだったのか。 化学物質は、いろいろな企業も関心の高いところであり、専門性を持っている者も多い中、今般の総合評価入札説明会には 3 者が参加、うち応札したのが 1 者だけとは理解しにくい。 平成 23 年度業務からは、平成 22 年度までに整理された課題や対応方針に基づき、調査検討を行うことが主軸となる業務であることから、課題ごとに分けて発注できなかったのか。これはコスト・ベネフィットの問題もあるが、全部一括して契約するのが、逆に競争が働かない要素となっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の入札説明会には 5 者が参加、うち企画書を提出した者は 1 者だけであった。 平成 23 年度においては、広く入札者を募るため総合評価落札方式としたが、優先評価化学物質のリスク評価手法案に係る検討、化学物質含有製品の長期使用及び化学物質等の廃棄段階における排出量推計手法の検討、REACH 規制における許可対象候補のリスク評価等の検討等を実施する仕様書の内容であり、幅広い知識と専門性が求められることから、入札説明会の参加者のうちで、応札できる者は限られていたと考える。 包括的なリスク評価を行うことや横軸で統制をとる必要性があること等を念頭に置きながら、化審法の改正を行ってきたところであり、まとめて入札した方が良いとの考えから実施した。結局 1 者、応札になったことで、平成 24 年度については、いくつかに分けて発注したところである。

意見・質問	回答
<p>② 平成 23 年度地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに関する低炭素化手法（土地利用・交通関係）の検討業務</p> <p>契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：（株）価値総合研究所 契約金額：32,685,000円 契約締結日：平成 23 年 8 月 10 日 担当部局：総合環境政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> 本業務は注目されている分野にもかかわらず、応札者が 1 者というのは大変意外であるが、平成 22 年度の企画競争では何者が応札されたのか。 業務の内容から本来、複数年度契約で行うようなものであることから、1 回決まると他の参加ができなくなることはないのか。 モデルが完成するまで、きちんと必要な情報が引き継がなければならないとなると、単年度契約でなく複数年度契約が必要であり、そうした場合には、最初の年度に競争性が働かないといけないものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度も平成 23 年度と同様に 1 者であった。その要因としては、全く新しいシミュレーションモデル（土地利用・交通関係を統合）を構築するという業務であることから、極めて高度な専門性が求められるとともに、非常にテクニカルな業務内容であったためと推測する。 企画競争により、全く新しいシミュレーションモデルを作るという業務の性格上、最初から複数年という目途を立てることは困難であった。一方で、平成 23 年度から総合評価方式にすることにより、他の事業者も参加できるよう配慮した。実際、平成 23 年度における入札説明会では 2 者の参加があったが、結局、応札は 1 者のみであった。 最初の年度である平成 22 年度は業務の性質上企画競争を採用したが、平成 23 年度は業務内容を絞り明確化を図り、総合評価方式を採用して改善を図った。しかしながら、結果的に応札者が 1 者だったことを踏まえ、契約に係る仕様書の記載を工夫するなどして、改善に努めたい。

意見・質問	回答
<p>③ 平成 23 年度檜葉町役場周辺調査等緊急除染実施業務</p> <p>契約方式：一般競争入札 契約相手方：前田建設工業（株） 契約金額：18,571,698円 契約締結日：平成24年1月6日 担当部局：水・大気環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染事業については、他にも何件かある中、本事案の落札率が非常に低い。それは落札者が「除染工法を合理化している」とか「地元での工法実績がある」などの理由であるが、それであれば、他の同事業における予定価格が高すぎるという可能性はないのか。 入札説明会には何者が参加して、そのうち応札したのは何者だったのか。 この種の除染作業に係る予定価格は本事案によって、この程度だと役所において予想できるようになったのか。 除染の事業については、その後は総合評価方式になったと聞いたが、評価する際に除染の実績はないにせよ、様々なその他の実績などを鑑みると、全国規模の大手のところは落札しているのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染事業のうち、本件が初めての案件。予定価格の算定に当たっては、除染そのものがまったく未経験な分野であり、定まった算定方法がなかったことから、土木工事における類似の積算根拠を用いた。本件は、落札者が現地で多くの工事実績等があることにより、経費を大幅に削減できたことが大きな要因である。 入札説明会には23者、応札者は4者であった。 その通りである。現在は、他の公共工事と同様、環境省が暫定積算基準を公表し、それを活用して事業者が入札している。 これまでに総合評価方式で発注した除染事業は、すべて政府調達協定の対象となるため、その評価項目に「過去の実績」は含めていない。除染業務は、大勢の作業員を短期間で効率よく動かすことが求められているため、地元業者も10件弱ぐらい落札しているが、それ以外は大手ゼネコンが落札することが多い。

意見・質問	回答
<p>④ 平成 23 年度石綿廃棄物無害化処理認定及び技術検討業務</p> <p>契約方式：一般競争入札 契約相手方：(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 契約金額：11,865,000円 契約締結日：平成 23 年 6 月 2 日 担当部局：廃棄物・リサイクル対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の仕組みについて、説明いただきたい。誰が廃棄物無害化処理の認定権者であり、アスベストを無害化する、その処理技術の評価・検討とはどういうことをやるのか。 ・ 今後予想としては、どのくらいの事業者ができそうなのか。 ・ 平成 22 年度においては 2 者の応札者があり、その時の落札率は 69.6% となっているが、その時のことを教えて下さい。 ・ こういった高度な業務を実施する上で、一般競争入札を採用して良いのかという問題はないのか。透明性の確保ということを全体的に対応しながら、今後、説明できる他の契約方式を考えなくてはならないと思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定権者は「環境大臣」であり、この業務は直接、国が行うこととなっている。本事業は、廃棄物処理法に基づく申請に係る審査及び申請に先立ち、申請者等からの相談や技術的な面から必要な助言を行う。必要な助言とは、申請者等からの提出された実証実験に係る内容が、廃棄物処理法の規定に適合するか、専門家の審査を経て妥当かどうか判断する。 ・ これまでの実績としては 4 事業者。やはり採算性の問題もあり、今後の申請件数も読めない状況にある。 ・ 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した結果、産業廃棄物処理事業振興財団と民間の事業者が応札し、同財団が落札者となった。 ・ 広く参加者を募るために適正に入札手続きを行ったが、本業務を行うに当たっては、廃棄物処理法に精通しているとともに、石綿廃棄物の無害化処理技術の及び廃棄物処理の経理的基礎に関する高い専門性が求められるものから、契約の相手方の選定には慎重を期したい。

意見・質問	回答
<p>⑤ 平成 23 年度製品中の有害化学物質モニタリング調査業務</p> <p>契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：みずほ情報総研（株） 契約金額：30,922,500円 契約締結日：平成24年1月25日 担当部局：環境保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に似たような業務を何年か続けて、また、毎年何者くらいが参加しているのか。 ・業者側から見ても、このような毎年度やっていることを並べて調べれば、費用の積み上げがやりやすいのかと思うが。（落札率が高くなる。） ・落札者は自ら分析業務を行っているわけではないと思うが、再委託率はどのくらいなのか。 ・再委託されるような小さい者が、自ら応札者となることは難しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は1年で終わるものでないことから、これまで継続して行っているところである。平成22年度は入札説明会には9者が参加し、3者が応札した。平成21年度は同様に4者が参加、うち応札したのは1者。さらにその前の平成20年度は4者が参加した中、3者が応札した。 ・平成23年度は平成22年度業務に比べサンプル数等が増えたものの、分析する化学物質名、対象製品数等を仕様書に記載していることから、本業務の経費を多く占める分析費用等の金額が前年度の落札者には想定しやすかったものと思料される。 ・再委託率は予定価格に対して4割程度だったと思う。 ・本事業は単に分析業務だけでなく、まず化学物質が含まれる製品等を選んで市場調査を行い各種分析した上で、さらに後続の試験を検討し、最終的に例えば溶出しやすいものは対策を含めた検討が必要であることから、分析だけの専門ではなかなか難しい。再委託した業者が実際、入札説明会に参加したが本事業を遂行できるものでないと判断されたものと思料される。

意見・質問	回答
<p>⑥ 平成 23 年度日中トキ生息保護協力業務</p> <p>契約方式：参加者確認公募方式 契約相手方：(財) 日本鳥類保護連盟 契約金額：24,402,625円 契約締結日：平成 23 年 4 月 1 日 担当部局：自然環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行できるところは、財団法人日本鳥類保護連盟以外に実施できる者は存在しないのか。 ・こういった特殊な事業については、例えば鳥類の専門家や審議会の委員等が、事後チェックという客観性を持たせる仕組みがあれば、このようなやり方（参加者確認公募方式）でなくても良いのではないか。 ・従来競争性のない随意契約と参加者確認公募の振り分けの問題である。参加者確認公募は競争性や透明性を確保されるが、随意契約に比べてコストがかかるため、適正な価格等を維持をしつつ、随意契約できるような仕組みが必要と考えるが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過からも、契約相手方は同法人 1 者しかいないと考えられ、平成 23 年度においても「参加者確認公募方式」を採用、審査をした結果、公募要件等を満たしている者は同法人のみだったので、契約を締結したところである。 ・毎年度、現在の契約ルールに基づき、参加者確認公募方式により実施することで、対外的な説明責任も果たせていると考えている。 ・(会計課) 本件は、過去に随意契約を行っていたものを政府全体の随意契約見直しの中で、「公募」としたものである。ご提案いただいた内容については、今後の中で検討させていただきたい。

意見・質問	回答
<p>⑦ 平成 23 年度日中低炭素社会共同研究支援委託業務</p> <p>契約方式：不落・不調随意契約 契約相手方：(株)プロスパー・コーポレーション 契約金額：20,790,000円 契約締結日：平成 23 年 5 月 17 日 担当部局：地球環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議イベント系の業務を行う会社は、かなりの数がある中で、入札説明会には 4 者が来ているのに応札が 1 者だったという理由はわかりますか。また、この会議は急に決まったものなのか。 ・ 国際会議、外交においては事務局でイメージが決まる場合があるので、急いでやって「安かろう・悪かろう」になると後々響くことから、早めに概算で準備するなどの工夫が必要でないか。 ・ 国際会議を開くとき、ロジをやるといたら相手国との信頼関係の上に立ってやることを十分に踏まえ、弾力的な契約方法を検討していただきたい。環境省も国際会議を運営するノウハウを持っていることから、相談しながらやっていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手が中国であったことから、日中低炭素社会共同研究委員会委員の選定をはじめ各種ロジ業務の調整に時間を費やし、なかなか仕様書の確定ができなかった。そのため、入札をこれよりも前に行うことができず、タイトなスケジュールであったことから、入札を辞退した者が出たと推測する。 ・ 全体的な構成自体が固まらない問題もあるが、できる限り早く業務内容の調整、十分な入札公告期間、業務履行期間の確保を心がけたい。 ・ 国際会議を円滑にやるためには、どういう連携関係を作っていくべきか、今後は十分に考えていきたい。

今回の審議全般を通しての委員の見解

- 「随意契約の適正化の一層の推進」により、様々な契約方式が定められたが、これはこれで競争性や透明性が高まるという意味からは基本的によい仕組みである。しかしながら、本日の議論をしていく中でも触れたように、案件によっては一般競争入札でよいのか、また、総合評価落札方式でよいのかなどを考えさせられる。特殊性が強い日中協力、国の認定に係る業務、国際会議などを含めた環境省における調査研究等については、形式的な契約方式に当てはめるばかりでなく、場合によっては、あえて契約方式を変えて、しかしながら「質」の方も維持しつつ、最終的には国としての責任が果たせることが望まれる。
- 契約方式を含む契約の内容の妥当性を審議する本委員会も5年経ち、上記のように見直すとしても、環境省だけで決められるものでなく、財務省や総務省をはじめとする関係省庁との調整が必要なことから、全体像をどうすべきであるかを考える。現在、随意契約については、すべてが外部委員会の抽出前の対象として、委員が意見を言える仕組みとなっている役所もある。
- この5年でかなり改善が進んできたのかなという感想を持つ。かえって競争性を確保するあまりに契約コストがかかり、逆に弊害、問題点もあるのではないかということも、先ほどの審議の中で感じられた。競争性を確保することは非常に重要なことであるが、行政の質という点でもそこをどう調和させていくのか非常に難しい問題だが、そこを意識して今後は検討していくべきと考える。
- 新しく施行された「環境保全取組推進法」第21条の3においては、民間団体の公共サービスへの参入機会の増大等として、契約の相手方を選定するに当たり、価格に加えて民間団体が有する専門性などの要素を適切に評価することになっているので、それを活用していくことも一考である。

